

発議第4号

令和3年3月26日

木津川市議会議長 山本 和延 様

提出者 木津川市議会議員 酒井 弘一
賛成者 木津川市議会議員 山本しのぶ

介護保険料の国負担割合を引き上げるよう求める意見書について

上記の議案を、地方自治法第99条及び木津川市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

介護保険料の国負担割合を引き上げるよう求める意見書（案）

4月から介護保険制度は21年目、第8期を迎える。

今回、木津川市は65歳以上の高齢者の介護保険料基準額を平均9.4%引き上げる方針を出した。14年前、木津川市発足時（第3期）の基準保険料は年額5万4,000円だった。その後、第5期と第6期に保険料を引き上げ、今回は69,600円になった。全国でも介護保険発足当時の全国平均保険料34,932円（月額2,190円）がいまや72,000円（月額6,000円）になると予想される。このように介護保険制度は、被保険者数と介護利用が増えるほど保険料負担が増えるしくみになっている。

一方で、これまでに要支援者の軽度の保険給付が新総合事業に移され、それはいま要介護1・2に広げられる。また、「現役世代並み」所得者の介護利用が2割負担、3割負担にされ、「制度あって介護なし」と言われる事態が進んでいる。この事態を前に、かつて厚労省の初代老健局長で介護保険の生みの親を自任する人物も「被保険者との約束を国が反故に」していると厳しく批判している。

高齢者も現役世代も安心できる介護保険制度にするため、公費負担、中でも国庫負担割合を緊急に10%引き上げて高齢者の高い保険料負担をこれ以上増やさないようにすべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年 月 日

京都府木津川市議会議長 山本 和延

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣